

No.	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
1	「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」「産業廃棄物処理計画書」「同実施状況報告書」の報告様式の統一	産業廃棄物を排出する事業者に提出義務のある「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」「産業廃棄物処理計画書」「同実施状況報告書」について、都道府県・政令市によって異なる報告様式の統一の徹底もしくは、環境省が定めた様式（規則様式第三号、規則様式第二号の八及び九）でも届出可とすべきである。	産業廃棄物管理票を交付した者は、交付した産業廃棄物管理票に関する報告書を作成し、都道府県等に提出しなければならないとされている。また、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定める事業者は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出することとされている。また、その処理計画の実施の状況についても都道府県知事に報告しなければならないこととされている。産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、廃棄物処理法施行規則様式第三号で詳細かつ具体的に統一様式が明示されている。また、多量排出事業者による産業廃棄物処理計画書及び同実施状況報告書についても、廃棄物処理法施行規則様式第二号の八及び九で詳細かつ具体的に統一様式が明示されている。しかし、現状では都道府県等が求める報告書の様式に差異があり、事業者は報告書の提出に時間と労力をかけている。産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、2017年3月31日の「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について（通知）」（環廃産発第1703317号）において、規則様式第三号を遵守することの周知が図られているものの、現状では改善が見られない。このような状況から、上記3つの報告様式の統一の徹底、もしくは環境省が定めた様式（規則様式第三号、規則様式第二号の八及び九）での提出を可能となるようにすべきである。併せて、これらの報告書の提出手続について、事務負担の軽減や合理化の観点から電子化を進めるべきである。	廃棄物処理法第12条の3第7項、同施行規則第8条の27 同施行規則第8条の4の5および4の6
2	一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理に関する環境省通達の要望	一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理に関しての環境省の見解は「混合処理については、法の禁じるものではない」、「同様の性状を有しない場合であっても、一つの施設において同様の処理を行うことが可能であるものについては、混合して処分して差支えない」であり、これらを自治体に通知し、自治体による対応に差異がでないようにすべきである。	人口減少や地方の財政管理が深刻な問題となる中、廃棄物処理施設の効率的な稼働は、わが国にとって重要な課題である。一般廃棄物と産業廃棄物の両方の許可を持つ処理施設における一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理については、2017年度の規制改革ホットラインにおいて、「混合処理については、法の禁じるものではない」、「同様の性状を有しない場合であっても、一つの施設において同様の処理を行うことが可能であるものについては、混合して処分して差支えない」との環境省見解が示された。しかしながら、現状では、一般廃棄物の処理責任を有する自治体によって混合処理について見解が異なっている。また、市町村と排出事業者の責任を厳密に区分するよう指導を行なうため、実質的に混合処理が認められない事例が多い。混合処理についての環境省の見解を自治体に通達し、自治体による対応に差が出ないようにすべきである。	廃棄物処理法第6条、第6条の2、第7条、第8条、第11条、第14条、第15条、第15条の2の5、施行令第4条
3	広域認定制度における届出期限の延長	広域認定制度における申請手続き（届出）期限を延長すべきである。	広域認定制度に係る申請手続については、2011年1月28日に公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」において一部簡素化され、変更の認定を受けることが必要とされていた、「広域認定に係る処理に伴い生ずる廃棄物の処理方法の変更」については、2011年4月1日以降は届出で足りるとされた。また、この届出については、発生から10日以内に行なうことが義務付けられている。しかし、広域認定を複数の会社により共同で受ける場合、個々の申請書類に共同申請各社の総意を入れ、手引きに沿った書式に変換して提出しなければならない、現状の手続き期限の10日以内では現実的には困難であるため、届出期限を延長すべきである。	廃棄物法第9条の9及び第15条の4の3
4	県外産業廃棄物流入規制の見直し	都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含め、速やかに都道府県等による県外産業廃棄物の流入規制を見直すべきである。	廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外に搬出する場合、搬出先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その申請、許認可の取得に多くの時間、労力を費やされている。また、事前協議の内容（対象産業廃棄物、提出書類等）が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行うにもかかわらず、都道府県等によって判断が異なる場合があり、事業者による広域的かつ効率的な廃棄物処理、リサイクルの阻害要因となっている。そのため、経団連としては長年にわたり、要望を継続してきた。2017年度の規制改革ホットラインでは、環境省より「必要に応じた改善が可能になるよう、関係者による意見交換等の場の設定等について、その場の時期、課題、参加者等の具体的な内容について関係者と調整を行なっているところであり、平成30年度を目途に意見交換等の場の設定等を行なうこととしております」との回答を得た。しかしながら、現時点では改善は見られないことから、速やかに必要な措置を講じるべきである。	廃棄物処理法第11条
5	産業廃棄物処理施設の建替えの手続き簡素化の要望	産業廃棄物処理施設の同規模かつ同形式の焼却施設の建替えについて、日量処理量が同じかつ、環境負荷が変わらないもしくは改善する場合には、設置許可を不要もしくは届出とすべきである。	産業廃棄物処理施設等の建設は、建築基準法第51条の規定において「その他政令で定める処理施設」にあたり、建築するにあたって、①県の都市計画審議会の議を経た後で②特定行政庁（市）の許可、の2つの手続きが必要である。産業廃棄物処理施設の建替えにあたっては、規制緩和が既になされ、能力が1.5倍以内の建替の場合は、「軽微変更」として「都市計画審議会の必要なし」とされているものの、その後の特定行政庁による許可に時間を要している。事業継続の観点から、産業廃棄物処理施設の建替のうち、同規模かつ同形式の焼却施設の建替えの場合、日量処理量が同じかつ、環境負荷が変わらないもしくは改善する場合には、設置許可を不要もしくは届出とすべきである。	建築基準法第51条
6	バイオマス発電燃料における廃棄物該当性の見直し	工場排水を生物処理、加圧浮上処理等した際に発生する排水処理汚泥を、乾燥処理等により燃料として利用する場合は、廃棄物ではないと認め、廃棄物焼却処理施設でなくても処理（焼却）できるようにすべきである。そのために、汚泥燃料中の重金属等有害物含有率および総量にて規制すべきである。具体的には、環境対発第1306281号環廃産発第1306281号で示された、廃棄物該当性の判断方法および各種判断要素の基準等のうち、「①燃料の性状」で示された「飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること」を具体的に示し、さらに「③通常の取扱い形態」に記載の「燃料としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められていないこと」の要件を緩和すべきである。	廃棄物該当性の判断方法および各種判断要素の基準等については、環境対発第1306281号環廃産発第1306281号において、①燃料の性状、②排出の状況、③通常の取扱い形態、④取引価値の有無、⑤占有者の意思の5項目が挙げられている。工場排水を生物処理、加圧浮上処理等した際に発生する排水処理汚泥については、「平成24年度バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」において廃棄物に該当するとされており、現状ではバイオマス発電燃料としては使用できない。一方で、有害物質の含有量が極めて少ない汚泥に関しては、バイオマス燃料として利用できる可能性があるが、明確化されていない。	環境対発第1306281号環廃産発第1306281号「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年6月中に講ずるとされた措置（バイオマス発電の燃料関係）について（通知） 「平成24年度バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」

No.	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
7	大気汚染防止法施行規則における、粒子状水銀の測定の省略可否に関する条件の追加	4年目以降の粒子状水銀の測定の省略を可能とする条件について、現行の「排出した全水銀に対して粒子状水銀の割合が3年間継続して5%未満」等に加えて、「排出基準に対して3年間継続して5%未満」の条件も追加すべきである。	<p>(規制の現状) 2018年度から、大気汚染防止法により、水銀排出施設に対して定期的に測定を行うことが求められている。ただし、粒子状水銀の濃度が3年間継続して排出される全水銀（粒子状水銀+ガス状水銀）の5%未満等の条件を満たせば、4年目以降は粒子状水銀の測定は不要とされ、ガス状水銀の測定をもって全水銀の測定とみなすことが可能。</p> <p>(問題点) 水銀排出施設から排出される水銀には、粒子状水銀とガス状水銀があり、大半はガス状水銀が占めている。このため、全水銀濃度が極めて低い場合、粒子状水銀の濃度が極めて低いにも関わらず測定が省略できない事例が生じうる。 ⇒事例①：全水銀1μg/m³=粒子状水銀0.1μg/m³+ガス状水銀0.9μg/m³であれば、10%であるため粒子状水銀の測定必要 ⇒事例②：全水銀10μg/m³=粒子状水銀0.4μg/m³+ガス状水銀9.6μg/m³であれば、4%であるため粒子状水銀の測定不要。 これらの事例で示されたとおり、ガス状水銀の排出をより低濃度に抑制している施設では相対的に粒子状水銀の割合が高くなり、測定が必要とされる可能性がある一方、ガス状水銀を多く排出する施設は相対的に粒子状水銀の割合が低くなり、測定が不要となる可能性があるという不公平が生じている。</p>	大気汚染防止法施行規則第十六条の十一